

令和8年1月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

令和8年1月定例教育委員会提出案件

(令和8年1月16日提出)

(議案事項)

議第1号	中津市立学校・園の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について	P	1
議第2号	中津市体育施設条例の一部改正について	P	11
議第3号	中津市体育施設の運営及び管理に関する規則の一部改正について	P	17
議第4号	中津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について	P	23
議第5号	中津南高等学校耶馬溪校学生寮の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について	P	27
議第6号	中津市へき地教員住宅管理規則の一部改正について	P	35
議第7号	中津市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について	P	39

(報告事項)

報	告	中津市学校給食共同調理場調理配送委託業務委託業者について	P	43
報	告	令和8年中津市二十歳式の開催報告について	P	45

中津市立学校・園の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年1月16日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市立学校・園の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 1 月 策定

中津市教育委員会

1 計画の趣旨・現状

看過できない教職員の超過勤務の実態を改善し、自らの授業(保育)を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが重要である。

令和7年6月に改正された教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、学校における働き方改革をさらに推進するため、関係者全員が目的を共有しながら、取組を不断に進めていくために本計画を定める。

2 計画の目的

教職員の長時間勤務についての要因等の分析を踏まえ、限られた時間の中で教職員の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や幼児児童生徒に向き合う時間を確保できる勤務環境を整備する。

○基本的には、各学校・幼稚園の主体性を大切にしながら行っていく。(各校の勤務実態改善計画)

○教育委員会は、学校環境の整備や慣行的に進められてきた取組の見直し等、学校だけでは解決できない抜本的な方策や取組を講じ、学校の業務改善を後押しする。

○膨大になってしまった学校及び教職員の業務を、学校と教師の業務の3分類を踏まえ、「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」等で整理し、各学校や地域の実情に応じて、役割分担・適正化を図っていく。

○多様な専門性や経験を有する専門スタッフ等が、学校の教育活動に参画することで「チーム学校」体制を踏まえた学校の組織マネジメントを一層重視し、効果的な学校運営体制の強化を図る。

○上限方針を遵守することを求めるのみであってはならない。業務の持ち帰りが行われている実態についても、その把握に努め、縮減のための方策を講じる。

3 計画の期間と目標

今後5年間(令和8年度～令和12年度)を目途に取組を推進することとし、段階的に改善を図るため、下記の達成目標を年度ごとに定める。

《令和8年4月～ 令和9年3月》

	現状と達成目標(幼稚園を含む)	令和6年4月～令和7年3月結果	令和8年4月～令和9年3月 (達成目標)
1	時間外在校等時間(年間540時間以上)割合 ※月45時間×12月	13.8%	12%
2	時間外在校等時間(年間960時間以上)割合 ※月80時間×12月時間	0.1%	0%
3	時間外在校等時間(年間平均時間)	30時間15分	28時間
4	ストレスチェックの健康リスクの値が100以下の 学校の割合(後期)	61%	65%

《令和9年4月～ 令和10年3月》

	現状と達成目標（幼稚園を含む）	令和8年4月～令和9年3月結果	令和9年4月～令和10年3月（達成目標）
1	時間外在校等時間（年間540時間以上）割合 ※月45時間×12月		9%
2	時間外在校等時間（年間960時間以上）割合 ※月80時間×12月時間		0%
3	時間外在校等時間（年間平均時間）		26時間
4	ストレスチェックの健康リスクの値が100以下の学校の割合（後期）		70%

《令和10年4月～ 令和11年3月》

	現状と達成目標（幼稚園を含む）	令和9年4月～令和10年3月結果	令和10年4月～令和11年3月（達成目標）
1	時間外在校等時間（年間540時間以上）割合 ※月45時間×12月		6%
2	時間外在校等時間（年間960時間以上）割合 ※月80時間×12月時間		0%
3	時間外在校等時間（年間平均時間）		24時間
4	ストレスチェックの健康リスクの値が100以下の学校の割合（後期）		80%

《令和11年4月～ 令和12年3月》

	現状と達成目標（幼稚園を含む）	令和10年4月～令和11年3月結果	令和11年4月～令和12年3月（達成目標）
1	時間外在校等時間（年間540時間以上）割合 ※月45時間×12月		3%
2	時間外在校等時間（年間960時間以上）割合 ※月80時間×12月時間		0%
3	時間外在校等時間（年間平均時間）		22時間
4	ストレスチェックの健康リスクの値が100以下の学校の割合（後期）		90%

《令和12年4月～ 令和13年3月》

	現状と達成目標（幼稚園を含む）	令和11年4月～令和12年3月結果	令和12年4月～令和13年3月（達成目標）
1	時間外在校等時間（年間540時間以上）割合 ※月45時間×12月		0%
2	時間外在校等時間（年間960時間以上）割合 ※月80時間×12月時間		0%
3	時間外在校等時間（年間平均時間）		20時間
4	ストレスチェックの健康リスクの値が100以下の学校の割合（後期）		100%

※本計画の取組成果の検証・評価は2学期の「働き方改革検討委員会」で行う。

（参考）時間外在校等時間とは …「在校等時間」の総時間から所定の勤務時間を減じた時間

※「在校等時間」からは休憩時間を除く。

※超勤時間 月80時間は過労死ラインの目安である。（厚生労働省 2010.2）

○4月から3月までの1年間の時間外在校等時間を集計し、12月の働き方改革検討委員会で中間総

括を行いながら、具体的な取組を見直し、2月の働き方改革検討委員会を経て、3月の校長会議で次年度の具体的な取組を示す。

4月当初の校長会議において新年度の目標確認を行う。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 勤務時間の意識改革

①勤務時間の把握・管理

- タイムカードにより、始業前業務・終業後業務・休日業務時間を把握する。(事務職員を含む)
- ※「持ち帰り時間」は長時間勤務記録票により把握し、市教委へ報告する。
- ※「休憩時間中」に業務を行った場合は、当分の間、長時間勤務記録票で把握し、市教委へ報告する。

②完全定時退庁日(週1回)の設定

- 毎週水曜日を基本とする。

③学校閉庁日の設定

- 夏季休業日、冬季休業日の中で、連続して1週間を確保できるよう学校閉庁日を設定する。(土日を含む)
- ※緊急連絡は、市教委が対応する。(事件・事故報告等)

④学年末休業開始日の繰り上げ

- 修了式の日を、3月26日から3月24日に変更する。(2日早める)

⑤余剰授業時数の活用(校時表の見直し)

- 週1時間を研修・打合せ等の時間として確保するために、週1回、水曜日以外に5校時までの日を設定する。(小学校)
- ※曜日については、各小学校の実態に合わせて設定する。

⑥スロースタートの実施

- 児童生徒および教職員の心身のゆとりや熱中症対策等を考慮して、1学期の入学式まで、および2学期始めの1週間程度スロースタートの取組を実施する。
- ※当面の間、小学校は給食後下校、中学校は5校時終了後下校とする。
- ※期間中は、部活は行わないこととする。

⑦学校施錠時間の徹底

- 19:00 施錠を確実に実施する。
- ※管理職等は、18:30 から戸締りや電気を切る等、施錠の準備と声かけを行う。
- ※部活動等で休日に校舎内へ入る場合は、事前に管理職等に許可をもらい、鍵を受け取る。
- ※今後の施錠計画(R9年度…18:30、R10年度…18:00)

⑧電話対応の取り組み

- 勤務時間外は、留守番電話による対応を行う。
- ※留守番電話の設定時間(小学校 17:30～7:45、中学校 18:30～7:30)
- 今後、録音機能、およびメッセージ機能等の付加についても効果を確認した上で順次導入に向け検討する。

(2) 業務の削減・適正化

①会議等の縮減・精選

○市教委主催の会議を精選する。

※市教委主催の会議や研修は、終了時刻は遅くとも 16:30 までの設定とする。

○引き続き「集まらなければならないもの」「伝達で済むもの」を整理し、オンライン研修等を活用しながら時間を有効に使えるよう見直しに努める。

○調査・作品依頼を引き続き精選に努める。

○学校行事は、「実施の有無」「準備期間」「実施内容」の観点から必ず見直しを行う。

※コロナ下での各種行事経験を活かす。

②部活動の改善

○中津市部活動地域展開プロジェクトチームを設置し、関係各課と連携しながら、学校部活動の地域展開への移行を進める。

○地域展開に向けたロードマップに沿って検討委員会を設置し、令和 11 年度末までの展開完了に向け取組を進める。

○各学校は「学校の部活動に係る活動方針」を年度当初に策定し、学校 HP 等で公表する。

※「部活動を休む日」を徹底する。

- ・ 1 週間の中で、土曜日曜のうち 1 日、平日 1 日の合計 2 日は休む。
- ・ 土日に大会がある時は、平日に代わりの休みを設ける。
- ・ 土日：練習試合も練習としての扱いとする。
- ・ 試験の前は部活動を行わない。(定期テスト前の 3 日間)

※部活動の終了時刻を徹底する。

- ・ 夏季は 18:00 まで、冬季は 17:30 までを終了時刻とし、職員は、夏季は 18:30 冬季は 18:00 までに退庁する。

※部活動時間を徹底する。

今後の予定		平日（終了時刻）	土日
R8 年度	夏季（4 月～9 月）	2 時間以内（18:00）	3 時間以内
	冬季（10 月～3 月）	1 時間 30 分以内（17:30）	3 時間以内
R9 年度	夏季（4 月～9 月）	1 時間 30 分以内（17:30）	3 時間以内
	冬季（10 月～3 月）	1 時間以内（17:00）	3 時間以内
R10 年度～R12 年度		1 時間以内（17:00）	3 時間以内
R13 年度～		地域展開に移行	地域展開に移行

※学校単位で参加する大会等の見直しをする。

③働き方改革検討委員会の実施

○年度初めに推進計画、重点的取組の確認を行う。

○各校ごとに勤務実態改善計画を策定し、職員での共通理解と学期ごとの見直しを実施する。

○9 月に取組の進捗状況を確認し、取組の修正等を行う。

○12 月に年度の取組の総括を行い、次年度の計画を作成する。

④市教委 education の充実

○新教材・指導案・書類様式等の発信を行い、随時更新する。

○市教委は各校の「勤務実態改善計画」の取組等の好事例を発信する。

⑤デジタル化の推進

- 校務支援システム等、ICT の効果的な活用の研究を進める。
 - ・法律上の定めのあるものを除き押印の廃止を推進する。
- 保護者と学校との相互の効率的な連絡方法について協議をすすめる。
 - ・保護者に向けて働き方改革の意義と協力を文書で知らせる。
 - ・保護者間連絡メールシステム「すぐーる」を活用する。(集約のアンケート、募集要項等)

⑥学校徴収金の効率化に向けた研究

⑦対応が困難なケースへの支援体制構築

- ・「中津市立学校・園 カスタマーハラスメント対応マニュアル」に沿って関係機関と連携して学校（園）支援を行う。

⑧学校評価の充実

- ・「学校評価の 4 点セット」に全校共通の取組指標を設定し、各職場における働き方改革の徹底を図る。

(3)「チーム学校」の機能強化

①学校事務職員の学校運営への参画

- 総務・財務等に通じる専門職である事務職員の学校運営への参画を一層拡大するため、定期的に話し合いを持ち改善に努める。

②専門スタッフの配置・連携促進

- 「チーム学校」の機能を充実させるため専門スタッフの配置と協働を促進する。
 - ※スクールカウンセラー(SC)…児童生徒の心理的課題についてカウンセリングやアセスメント等を行い、学校や関係機関等と連携して、心理的側面から適切な支援を行う。
 - ※スクールソーシャルワーカー(SSW)…児童生徒・保護者が置かれた様々な環境問題への社会福祉援助に基づく働きかけを行う。
 - ※部活動指導員 …部活動の実技指導、学校外での大会、練習試合等の引率、用具、施設の点検・管理、保護者等への連絡等を行う。
 - ※日本語指導員 …小中学校の授業(国語)において、海外からの転入児童生徒に対して担当教諭とともに日本語指導を行う。
 - ※学校図書館司書…学校図書館に関わる業務全般及び授業サポート、その他、校長が必要と考える業務について、担任等と連携して行う。
 - ※GIGA スクールサポーター…ICT 機器の設置準備、操作方法等のサポート、情報教育関連研修のサポート等を行う
 - ※スクールサポートスタッフ(SSS) …教職員の業務削減のため配置し、校長が必要と考える業務を行う。
 - ※登校支援員…別室登校の生徒の支援を行う。

③専門性を生かした指導体制の充実

- 小学校の教科担任制を全小学校で導入する。(業務の効率化、学力向上、生徒指導等の目的)
- 教科担任制推進教員、英語専科教員、体育専科教員を配置する。

④コミュニティースクールの取組の拡充

○コミュニティースクールを働き方改革の視点からも積極的に活用する。

- ・学校の教育目標やビジョンを地域と共有→学校の応援団→「地域とともにある学校づくり」への転換をすすめる。
- ・児童生徒の登下校の安全の見守り等

※R8 年度より働き方改革の取組については、学校運営協議会の承認が必要

(4) 体調管理の促進

①メンタルヘルス対策の促進

○教職員メンタル相談（月 1 回）を開催する。

○時間外在校等時間が月 80 時間超の職員への産業医による面談を実施する。また、3 か月平均 45 時間を超える職員については、引き続き校長による面談を実施し心身の状況を把握するとともに、必要に応じて産業医の面談へと繋いでいく。

※病休・休職者の実態（メンタル）

R 7 年度	R 6 年度	R 5 年度	R 4 年度
7(7)	14(10)	17(15)	16(10)

②健康診断内容の拡大

○脳ドックの一部補助を開始する（令和 2 年度から）（平成 30 年度から検査 4 項目追加）

○健康診断の全員実施とともに、精密検査の全員受診を徹底する。

（参考）定期健康診断・精密検査等の服務について

	内 容	服 務	備 考
1	定期健康診断	出張	
2	定期健康診断による精密検査及び再検査	出張又は職専免	「※受診要件」参照
3	人間ドック	職専免	
4	人間ドックによる精密検査及び再検査	職専免	
5	人間ドックによる精密検査及び再検査 （人間ドックを定期健康診断に代えた場合）	出張又は職専免	2 と同様

※受診要件（H28(2016).5.20 付 教委教人第 804 号）

（職務命令を発する場合は「出張」とする）

- ・職務命令を発する場合は、旅行命令の用務地は、必要な検査ができる勤務地又は居住地の最寄りの医療機関とする。
- ・職務命令の取扱い期限は、健康結果受理後から 1 ヶ月以内とする。ただし医療機関の予約状況により受診できない場合等はこの限りではない。

③ストレス診断結果の活用

○ストレス診断（年 2 回）を行い、実施率を 100%にする。

○ストレスチェックの結果、高ストレス者に対しては、実施者（福利課）よりフォローのための連絡と医師による面接指導の勧奨をメールにて行う。本人から申し出があった場合、校長は必要書類を準備し市教委へ提出する。

○実施後の「集団分析結果」を活用し、個人や職場環境の見直しを行い改善に向けて取り組みを徹底する。

5 今後のフォローアップについて

教職員の業務が長時間に及ぶ状況が課題となって久しい。

教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮し、生き生きと児童生徒への教育に取り組める環境を保障することにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立するために、学校における働き方改革が急務となっている。

業務分担の見直しや適正化に当たっては、その業務の在り方自体を見直し、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく業務の精選に取り組み、学校及び教職員が行う業務を縮減していく姿勢が必要である。

その上で、教育の質の向上に向けて働き方改革を進めるためには、学校内外の人的・物的資源を有効に活用しつつ、「チーム学校」の考え方の下、一人ひとりの教職員が業務を自己完結的に抱える「個業」型の業務遂行から、業務を他の教職員や事務職員、支援スタッフ等と分担する「協働」型の業務遂行へのシフトチェンジが求められる。また、各教職員に対しては自らの働き方（時間外在校時間）について意識し、自己管理できるように促していきたいと考える。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革を一層推進するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号）が施行された。その中で新たに設けられた給特法第8条第1項において、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定や、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等が示されている。

中津市教育委員会、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要である。

令和 8 年度 業務削減に向けた取組（学校と教師の業務の 3 分類をふまえて）

別紙

取組内容	具体的取組（現状）	令和 8 年度の取組（予定） 新規・改善・拡充	
勤務時間の意識改革	① 勤務時間の把握・管理（タイムカードの活用） ② 完全定時退庁日（週 1 回）の設定 ③ スロースタートの実施（2 学期） ④ 学校閉庁日の設定（夏季休業日、冬季休業日） ⑤ 学校施錠時間の設定（19:30） ⑥ 電話対応の取り組み（留守番電話対応）	① 学年末休業開始日の繰り上げ（修了式：3/26→3/24） ② 余剰授業時数の活用（校時表の見直し） ・週 1 時間を研修・打合せ等の時間として確保・・・小学校 ③ スロースタートの実施（1、2 学期） ④ 学校施錠時間の設定（19:00） ⑤ 電話対応の取り組み ・録音、メッセージ等付加について検討 5	【新規】 【新規】 【拡充】 【改善】 【改善】
業務の削減・適正化	① 会議等の縮減・精選 ② 働き方改革検討委員会の実施 ③ デジタル化の推進 ④ 部活動の地域展開 ・ロードマップの作成等	① 対応が困難なケースへの支援体制の構築 5 ・カスハラ対応マニュアルの活用と保護者への周知 ② 学校評価の充実 ・「学校評価の 4 点セット」の活用（全校共通の取組指標を設定） ③ iPad 貸与職員の拡充（用務員以外の会計年度任用職員にも貸与） ・打ち合わせ等情報共有に活用 ④ 部活動の地域展開 13 中学校 ・活動時間の短縮 【夏季（4 月～9 月） 18:00（2 時間以内）】 18:30 退庁 【冬季（10 月～3 月） 17:30（1 時間 30 分以内）】 18:00 退庁	【新規】 【改善】 【拡充】 【改善】
「チーム学校」の機能強化	① 学校事務職員の学校運営への参画 ② 専門スタッフの連携・配置促進 ・SC、SSW、登校支援員、日本語指導員、SSS 等 ③ 専門性を生かした指導体制の充実 ・小学校の教科担任制を推進 ④ コミュニティースクールの取組	① 専門性を生かした指導体制の充実 ・教科担任制を全小学校で導入 ② コミュニティースクールの取組の拡充 ・働き方改革の取組について、学校運営協議会の課題として積極的に取り扱い、地域・学校協働活動の一環として実施を求めている	【改善】 【改善】
体調管理の促進	① メンタルヘルス対策の促進 ・産業医による面談 （時間外在校等時間が月 100 時間超の職員） ② ストレス診断結果の活用（年 2 回）	① メンタルヘルス対策の促進 ・産業医による面談 （時間外在校等時間：月 100 時間超→月 80 時間）	【改善】

※スロースタート・・・小学校（午前中授業、給食後下校）中学校（5 校時授業、部活なし下校）

中津市体育施設条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年1月16日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市体育施設条例の一部を改正する条例の概要

1. 趣旨

- ① 近年の利用状況や施設の老朽化等の問題から中津市民プールを廃止する。
- ② 耶馬溪水上スポーツ施設の湖面遊覧事業を実施するには、海上運送法（昭和24年法律第187号）第32条の3第1項及び第32条の7第1項における、「安全統括管理者」及び「運航管理者」を配置しなければならないが、現場職員に上記国家資格保持者はおらず、資格取得には試験合格や実務経験等の人的負担が発生する。法令遵守及び安全確保の観点から、耶馬溪水上スポーツ施設における湖面遊覧事業は継続が難しいと判断し、廃止するもの。

2. 改正内容

- ① 第2条（名称及び位置）、別表第1（名称、使用時間及び休日）及び別表第2（使用料）における中津市民プールの項を削除する。
- ② 別表第2（使用料）における耶馬溪水上スポーツ施設の湖面遊覧の項を削除する。

3. 施行期日

上記①・② 令和8年4月1日

教育委員会体育・給食課 スポーツ推進係 (内線 471)

議第 号

中津市体育施設条例の一部改正について

中津市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市体育施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 中津市体育施設条例（昭和 3 9 年中津市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表（名称及び位置）の中津市民プールの項を削除する。

別表第 1 中の名称における中津市民プールの項を削除する。

別表第 2 イの市民プール使用料の項を削除する。

別表第 2 の表ナ耶馬溪水上スポーツ施設使用料の湖面遊覧の項を削除する。

別表第 2 中ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シをサとし、スをシとし、セをスとし、ソをセとし、タをソとし、チをタとし、ツをチとし、テをツとし、トをテとし、ナをトとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

中津市民プール、耶馬溪水上スポーツ施設の湖面遊覧を廃止するため、中津市体育施設条例の一部について、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市体育施設条例

改正後

(名称及び位置)

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
略	略

別表第 1（第 3 条関係）

名称	使用時間	休日
略	略	略
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	<u>(削る)</u>	
	<u>(削る)</u>	
	<u>(削る)</u>	
	<u>(削る)</u>	
略	略	略

別表第 2（第 9 条、第19条関係）

ア 略

(削る)

改正前

(名称及び位置)

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
<u>中津市民プール</u>	<u>中津市1257番地 6（二ノ丁）</u>
略	略

別表第 1（第 3 条関係）

名称	使用時間	休日
略	略	略
<u>中津市民プール</u>	<u>午前 9 時から午後 6 時30</u> <u>分まで。ただし、次の使</u> <u>用区分によるものとす</u> <u>る。</u> <u>(1) 午前 9 時30分から</u> <u>正午まで</u> <u>(2) 午後 1 時から午後</u> <u>3 時30分まで</u> <u>(3) 午後 4 時から午後</u> <u>6 時30分まで</u>	<u>7 月 1 日から 8 月31日ま</u> <u>でを除く期間</u>
略	略	略

別表第 2（第 9 条、第19条関係）

ア 略

イ 市民プール使用料

改正後		改正前				
(削る)		区分		午前 9 時30分か	午後 1 時から午	午後 4 時から午
				ら正午まで	後 3 時30分まで	後 6 時30分まで
		個人 使用	小学生未満	50円	50円	50円
			小学校児童 及び中学校 生徒	80円	80円	80円
			その他の者	150円	150円	150円
		団体 によ るプ ール 全部 (幼 児用 円型 プー ルを 除 く。)使 用	平日	5,500円	5,500円	5,500円
			土曜日、日 曜日又は祝 日	7,700円	7,700円	7,700円
(削る)		備考				
(削る)		1 市内小中学校の教科及びクラブ活動に使用する場合は、無料とする。				
(削る)		2 試合等によりやむを得ず上記の時間の区分により難いときは、延長 1 時間につき、平日は1,100円、土曜日、日曜日又は祝日は1,650円を 加算する。				
		3 市外者の使用料は、表中の金額の 2 割相当額を加算する。				
(削る)		備考 市外者（スポーツ振興定住自立圏居住者を除く。）の使用料は、表				

改正後					改正前				
<u>イ～ツ</u> 略 ト 耶馬溪水上スポーツ施設使用料					<u>中の金額の2割相当額を加算する。</u> <u>ウ～ト</u> 略 ナ 耶馬溪水上スポーツ施設使用料				
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
バナナボート及びウォーター遊具			10分間当たり	1,200円	バナナボート及びウォーター遊具			10分間当たり	1,200円
<u>(削る)</u>			<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	湖面遊覧			10分間当たり	600円
カヌー、サップ及びスライダー	中学生以下		1時間当たり	200円	カヌー、サップ及びスライダー	中学生以下		1時間当たり	200円
	一般		1時間当たり	400円		一般		1時間当たり	400円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

中津市体育施設の運営及び管理に関する規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年1月16日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市体育施設の運営及び管理に関する規則の一部を改正する規則の概要

1. 趣旨

中津市民プールの廃止に伴い、使用許可の申請の項から中津市民プールの削除を行うもの。

また体育施設の申請書の受付先について実態に即したものとするため改正を行うもの。

2. 改正内容

- ・中津市体育施設の運営及び管理に関する規則第2条（1）及び第2条2において、中津市民プールの項を削除する。
- ・中津市体育施設の運営及び管理に関する規則第2条2において、永添運動公園、中津軟式野球場、田尻ソフトボールグラウンド、大貞総合運動公園野球場及び三光総合運動公園ライフル射撃場の使用許可申請書の受付先を中津体育センターから中津市総合体育館に改正する。
- ・中津市体育施設の運営及び管理に関する規則第4条2及び第6条における中津市民プールを削除する。

3. 施行期日等

- ・この改正は公布の日から施行し令和8年4月1日から適用する。

教育委員会 体育・給食課 スポーツ推進係 (内線 471)

中津市体育施設の運営及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 7 号

中津市体育施設の運営及び管理に関する規則の一部を改正する条例

中津市体育施設の運営及び管理に関する規則（平成 15 年中教規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の中津市民プールを削除し、イをア、ウをイ、エをウとする。

第 2 条第 2 項の表を次のように改める。

体育施設の区分	申請書の受付先	申請書の受付期間
鍊心館、中津軟式野球場、中津体育センター、米山テニスコート、今津柔道場、中津市弓道場・アーチェリー場、ふれあいスポーツセンター、中津東体育館、中央公園ソフトボール球場照明施設	中津体育センター	使用しようとする日の前月 1 日から当日まで
中津市総合体育館、中津市総合体育館トレーニング室、永添運動公園、田尻ソフトボールグラウンド、大貞総合運動公園野球場及び三光総合運動公園ライフル射撃場	中津市総合体育館	使用しようとする日の前月 1 日から当日（三光総合運動公園ライフル射撃場については 3 日前）まで
三光総合運動公園（ライフル射撃場を除く。）	三光総合運動公園	
本耶馬溪武道場、禅海スポーツセンター及び禅海ふれあい広場	禅海スポーツセンター	
耶馬溪運動場、深耶馬体育館、耶馬溪海洋センター及び耶馬溪水上スポーツ施設	耶馬溪海洋センター	

第 4 条 2 及び第 6 条の中津市民プールを削除する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

新旧对照表

○中津市体育施設の運営及び管理に関する規則

	改正後	改正前																				
	第２条 条例第６条の規定により、体育施設使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中津市体育施設使用許可申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を中津市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。 (１) 次に掲げる体育施設を個人使用（当該体育施設の全部（委員会が指定する部分を除く。）を大会等の開催のため団体が使用する場合以外の個人又は団体による使用をいう。以下同じ。）する場合 <u>ア 略</u> イ 略 ウ 略	第２条 条例第６条の規定により、体育施設使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中津市体育施設使用許可申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を中津市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。 (１) 次に掲げる体育施設を個人使用（当該体育施設の全部（委員会が指定する部分を除く。）を大会等の開催のため団体が使用する場合以外の個人又は団体による使用をいう。以下同じ。）する場合 <u>ア 中津市民プール</u> イ 略 ウ 略 エ 略																				
	２ 前項に規定する申請書は、次に掲げる体育施設の区分に応じ、受付を行うものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>体育施設の区分</th><th>申請書の受付先</th><th>申請書の受付期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>錬心館、<u> </u> <u> </u>中津体育センター、米山</td><td rowspan="4">中津体育センタ－</td><td>使用しようとする日の前月１日から当日</td></tr> <tr> <td>テニスコート、<u> </u> <u> </u>今津柔道場、中津市</td><td></td></tr> <tr> <td>弓道場・アーチェリー場、ふれあいスポーツセンター、中津東体育館、<u> </u></td><td></td></tr> <tr> <td><u> </u>中央公園ソフトボール球場照明施設</td><td>ま で</td></tr> </tbody> </table>	体育施設の区分	申請書の受付先	申請書の受付期間	錬心館、 <u> </u> <u> </u> 中津体育センター、米山	中津体育センタ－	使用しようとする日の前月１日から当日	テニスコート、 <u> </u> <u> </u> 今津柔道場、中津市		弓道場・アーチェリー場、ふれあいスポーツセンター、中津東体育館、 <u> </u>		<u> </u> 中央公園ソフトボール球場照明施設	ま で	２ 前項に規定する申請書は、次に掲げる体育施設の区分に応じ、受付を行うものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>体育施設の区分</th><th>申請書の受付先</th><th>申請書の受付期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>錬心館、<u>永添運動公園、中津軟式野球場、</u>中津体育センター、米山</td><td rowspan="2">中津体育センタ－</td><td>使用しようとする日の前月１日から当日</td></tr> <tr> <td><u>テニスコート、田尻ソフトボールグラウンド、</u>今津柔道場、中津市弓道場・アーチェリー場、ふれあいスポーツセンター、中津東体育館、<u>大貞総合運動公園野球場及び三光総合運動公園ライフル射撃場、</u>中央公園ソフトボール球場照明施設</td><td><u>(三光総合運動公園ライフル射撃場については３日前)</u>まで</td></tr> </tbody> </table>	体育施設の区分	申請書の受付先	申請書の受付期間	錬心館、 <u>永添運動公園、中津軟式野球場、</u> 中津体育センター、米山	中津体育センタ－	使用しようとする日の前月１日から当日	<u>テニスコート、田尻ソフトボールグラウンド、</u> 今津柔道場、中津市弓道場・アーチェリー場、ふれあいスポーツセンター、中津東体育館、 <u>大貞総合運動公園野球場及び三光総合運動公園ライフル射撃場、</u> 中央公園ソフトボール球場照明施設	<u>(三光総合運動公園ライフル射撃場については３日前)</u> まで
体育施設の区分	申請書の受付先	申請書の受付期間																				
錬心館、 <u> </u> <u> </u> 中津体育センター、米山	中津体育センタ－	使用しようとする日の前月１日から当日																				
テニスコート、 <u> </u> <u> </u> 今津柔道場、中津市																						
弓道場・アーチェリー場、ふれあいスポーツセンター、中津東体育館、 <u> </u>																						
<u> </u> 中央公園ソフトボール球場照明施設		ま で																				
体育施設の区分	申請書の受付先	申請書の受付期間																				
錬心館、 <u>永添運動公園、中津軟式野球場、</u> 中津体育センター、米山	中津体育センタ－	使用しようとする日の前月１日から当日																				
<u>テニスコート、田尻ソフトボールグラウンド、</u> 今津柔道場、中津市弓道場・アーチェリー場、ふれあいスポーツセンター、中津東体育館、 <u>大貞総合運動公園野球場及び三光総合運動公園ライフル射撃場、</u> 中央公園ソフトボール球場照明施設		<u>(三光総合運動公園ライフル射撃場については３日前)</u> まで																				

改正後				改正前			
(削る。)	(削る。)			中津市民プール	体育・給食課		
中津市総合体育館、中津市総合体育館トレーニング室、永添運動公園、中津軟式野球場、田尻ソフトボールグラウンド、大貞総合運動公園野球場及び三光総合運動公園ライフル射撃場	中津市総合体育館	使用しようとする日の前月1日から当日(三光総合運動公園ライフル射撃場については3日前)まで		中津市総合体育館、中津市総合体育館トレーニング室	中津市総合体育館	使用しようとする日の前月1日から当日	
三光総合運動公園（ライフル射撃場を除く。）	三光総合運動公園	で		三光総合運動公園（ライフル射撃場を除く。）	三光総合運動公園	で	
本耶馬溪武道場、禅海スポーツセンター及び禅海ふれあい広場	禅海スポーツセンター			本耶馬溪武道場、禅海スポーツセンター及び禅海ふれあい広場	禅海スポーツセンター		
耶馬溪運動場、深耶馬体育館、耶馬溪海洋センター及び耶馬溪水上スポーツ施設	耶馬溪海洋センター			耶馬溪運動場、深耶馬体育館、耶馬溪海洋センター及び耶馬溪水上スポーツ施設	耶馬溪海洋センター		
第4条 委員会は、申請書の提出に基づき使用を許可したときは、中津市体育施設使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）その他必要な書類を申請者に交付するものとする。				第4条 委員会は、申請書の提出に基づき使用を許可したときは、中津市体育施設使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）その他必要な書類を申請者に交付するものとする。			
2 委員会は、中津市総合体育館トレーニング室、耶馬溪水上施設又は三光総合運動公園多目的広場トラックの個人使用を許可したときは、使用券（様式第3号）を交付するものとする。				2 委員会は、中津市民プール、中津市総合体育館トレーニング室、耶馬溪水上施設又は三光総合運動公園多目的広場トラックの個人使用を許可したときは、使用券（様式第3号）を交付するものとする。			
第6条 条例第9条第1項の規定による使用料は、申請書の提出と同時に納付しなければならない。ただし、中津市総合体育館トレーニング室、耶馬溪水上施設又は三光総合運動公園多目的広場トラックの個人使用に係る使用料については、使用券の交付と同時に納付しなければならない。				第6条 条例第9条第1項の規定による使用料は、申請書の提出と同時に納付しなければならない。ただし、中津市民プール、中津市総合体育館トレーニング室、耶馬溪水上施設又は三光総合運動公園多目的広場トラックの個人使用に係る使用料については、使用券の交付と同時に納付しなければならない。			

中津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年1月16日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の概要

1. 趣旨

空調設備を整備することに伴い、学校体育施設の開放に関する規則の一部改正をするもの。

2. 改正内容

学校体育館に空調設備を新たに整備されたことに伴い、別表（第4条、第7条関係）の備考欄にその利用料を定める。

3. 施行期日等

施行期日 令和8年4月1日から施行

教育委員会体育・給食課 スポーツ推進係 (内線 471)

中津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

中津市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和 5 9 年中教規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を（第 4 条、第 7 条関係）の備考欄を次のように改める。

別表（第 4 条、第 7 条関係）

備考

1 プール以外の施設の利用において、利用時間に 3 0 分未満の端数があるときは、当該端数の時間に係る利用実費相当額の金額は表の金額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、3 0 分以上の端数があるときは当該端数の時間を 1 時間として計算する。

2 屋内体育館で冷暖房を使用するときは 1 時間室外機 1 台につき 8 4 0 円を加算する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

○中津市立学校体育施設の開放に関する規則

改正後	改正前
別表（第4条、第7条関係） 備考 <u>1</u> プール以外の施設の利用において、利用時間に30分未満の端数があるときは当該端数の時間に係る利用実費相当額の金額は表の金額に2分の1を乗じて得た額とし、30分以上の端数があるときは当該端数の時間を1時間として計算する。 <u>2</u> 屋内体育館で冷暖房を使用するときは1時間室外機1台につき840円を加算する。	別表（第4条、第7条関係） 備考 _____プール以外の施設の利用において、利用時間に30分未満の端数があるときは当該端数の時間に係る利用実費相当額の金額は表の金額に2分の1を乗じて得た額とし、30分以上の端数があるときは当該端数の時間を1時間として計算する。

中津南高等学校耶馬溪校学生寮の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年1月16日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津南高等学校耶馬溪校学生寮の設置及び管理に関する条例 施行規則の概要

1. 趣旨

令和7年9月30日中津市条例第31号中津南高等学校耶馬溪校学生寮の設置及び管理に関する条例の施行規則を制定するもの。

2. 制定内容

次のような条文構成とする。

- ・ 目的（第1条）
- ・ 入寮資格（第2条）
- ・ 入寮の許可（第3条）
- ・ 入寮の許可の取消し及び退寮の命令（第4条）
- ・ 休寮日（第5条）
- ・ 入寮許可期間（第6条）
- ・ 退寮の手続き（第7条）
- ・ 寮費の納付（第8条）
- ・ 寮費の減免及び徴収猶予の申請等（第9条）
- ・ 寮費の還付（第10条）
- ・ 門限等（第11条）
- ・ 入寮生の遵守事項（第12条）
- ・ 入寮生の外泊（第13条）
- ・ 寮内での面会等（第14条）
- ・ 指定管理者関係（第15条～第16条）

※現時点で指定管理者制度を導入する予定はなし。

- ・ その他（第17条）

3. 施行期日等

（1）施行期日 令和8年4月1日

（2）準備行為 第3条の許可に関し必要な行為は、施行期日前においても行うことができる。

耶馬溪支所地域振興課 （内線 245）

中津南高等学校耶馬溪校学生寮の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津南高等学校耶馬溪校学生寮の設置及び管理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、中津南高等学校耶馬溪校学生寮の設置及び管理に関する条例(令和7年9月30日中津市条例第31号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(入寮資格)

第2条 中津南高等学校耶馬溪校学生寮(以下「学生寮」という。)に入寮できる者は、大分県立中津南高等学校耶馬溪校(以下「耶馬溪校」という。)に通学が困難な者で次のいずれかに該当する者とする。

(1) 耶馬溪校に入学が決定している者

(2) 前号の規定にかかわらず、生徒の通学の状況等を勘案し、教育委員会が特に認めた者

(入寮の許可)

第3条 条例第3条の規定により学生寮の入寮許可を受けようとする者は、中津南高等学校耶馬溪校学生寮入寮許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、入寮を許可したときは、中津南高等学校耶馬溪校学生寮入寮許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(入寮の許可の取消し)

第4条 条例第4条第1項に規定する入寮の許可の取消し、退寮の命令は、中津南高等学校耶馬溪校学生寮入寮許可取消(退寮命令)通知書(様式第3号)により通知す

るものとする。

（休寮日）

第5条 学生寮の休寮日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休寮することができる。

（1） 8月13日から8月16日

（2） 12月29日から翌1月3日

（入寮許可期間）

第6条 入寮許可期間は、3年を超えない範囲で教育委員会が決定するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、入寮許可期間を延長することができる。

（退寮の手続き）

第7条 条例第5条の規定による退寮の届出は、退寮する日の30日前までに中津南高等学校耶馬溪校学生寮退寮届（様式第4号）を教育委員会に提出して行わなければならない。

（寮費の納付）

第8条 入寮の許可を受けた者（以下「入寮生」という。）は、毎月末日までに、その月分寮費を納付しなければならない。ただし、末日が中津市の休日を定める条例（平成3年中津市条例第1号）の休日に当たる場合は、その翌日までに寮費を納付しなければならない。

（寮費の減免及び徴収猶予の申請等）

第9条 教育委員会は、特別の事情がある場合においては、寮費の減免又は徴収猶予を必要とする者に対して、当該寮費の減免又は徴収を猶予することができる。

2 前項の規定により寮費の減免又は徴収猶予を受けることができる者は、次の号に該当する者とする。

（1） 震災、風水害、火災その他災害を受けた者に扶養されている者

（2） その他教育委員会が特に減免すべき理由があると認めた者

3 条例第6条第4項の規定により寮費の減免又は徴収猶予を受けようとする者（以下「減免等申請者」という。）は、中津南高等学校耶馬溪校学生寮寮費減免（徴収猶予）申請書（様式第5号）に、当該号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（1） 前項第1号に該当する者 住民票及び罹災証明書などの被害状況がわかる書

類

(2) 前項第2号に該当する者 その他教育委員会が必要と認める書類

4 教育委員会は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、寮費の減免又は徴収猶予を決定又は不決定した旨を、中津南高等学校耶馬溪校学生寮寮費減免（徴収猶予）決定（不決定）通知書（様式第6号）により減免等申請者に通知するものとする。

5 寮費の減免又は徴収猶予の決定を受けた減免等申請者（以下「減免等対象者」という。）は第2項1号に該当しなくなったときは、直ちに教育委員会に中津南高等学校耶馬溪校学生寮寮費減免（徴収猶予）事由消滅届（様式第7号）を提出しなければならない。

6 教育委員会は、前項の届出を受理した場合は、寮費の減免又は徴収の猶予を取り消し、中津南高等学校耶馬溪校学生寮寮費減免（徴収猶予）取消決定通知書（様式第8号）により減免等対象者に通知するものとする。

7 教育委員会は、減免等対象者が第5項の規定に違反した場合又は虚偽の申請により減免若しくは徴収猶予を受けた場合、その事実が明らかになったときは、減免又は徴収猶予の決定を取り消すとともに中津南高等学校耶馬溪校学生寮寮費減免（徴収猶予）取消決定通知書（様式第8号）を送付し、既に減免又は徴収を猶予した寮費を徴収することができる。

（寮費の還付）

第10条 条例第7条の規定による寮費の還付は、次のいずれかにあたる場合に、行うものとする。

(1) 入寮生の責めに帰さない理由により学生寮への入寮が継続できないとき。

(2) 教育委員会が特別な事由があると認めたとき。

2 条例第7条の規定により還付する金額は、既納の寮費をその月の実日数で除して得た額に、入寮できなかった日数を乗じて得た額の1円未満を切り捨てた額とする。

（門限等）

第11条 学生寮の門限は19時とし、22時から翌日の6時までは学生寮の出入口を施錠するものとする。

（入寮生の遵守事項）

第12条 入寮生は、法令に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守し、他

の入寮生の自習及び安眠を妨げる行為をしてはならない。

(1) 学生寮内に危険物又は動物(盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。)を持ち込まないこと。

(2) 学生寮内での喫煙及び飲酒はしないこと。

(3) 学生寮内では、火気の手扱いに注意し、清潔の保持及び整理整頓に努めること。

(4) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) 施設又は設備の手扱いを適切に行うこと。

(6) その他学生寮の管理運営上不適切な行為をしないこと。

(入寮生の外泊)

第13条 入寮生が外泊をするときは、事前に外泊届(様式第9号)により、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(寮内での面会等)

第14条 入寮生は、来訪者があるときは来訪者届(様式第10号)により届け出のうえ、所定の場所において面会しなければならない。

(指定管理者に管理させる場合の手扱い)

第15条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に学生寮の管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条、第5条、第7条 及び第13条	教育委員会	指定管理者
-----------------------	-------	-------

2 指定管理者は、前項の規定で読み替えられた第5条の規定により利用時間及び休日を変更するときは、利用時間等変更承認願により、教育委員会の承認を受けなければならない。

(寮費を指定管理者に収入として収受させる場合の手扱い)

第16条 条例第14条第2項の規定により指定管理者が寮費の額を定めるときは、寮費承認願により、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る寮費の額を決定するとともに、決定した寮費の額を周知しなければならない。

3 寮費を減免することができる場合は第9条各号に掲げる場合とし、還付する場合

は次に掲げる場合とする。

- (1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により学生寮を利用できなかった場合
- (2) 学生寮の利用の日の前日までに利用の許可が取り消された場合
- (その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

中津市へき地教員住宅管理規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年1月16日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市へき地教員住宅管理規則の一部を改正する規則の概要

1. 一部改正の理由

令和 7 年度から中津南高等学校耶馬溪校の全国募集が開始されることに伴い、令和 8 年度以降に県外から耶溪校へ入学する生徒を受け入れるための住居確保として、「平田へき地教員住宅」を廃止し、学生寮「平田寮」に転用することから、関係条文を整備する必要があるため。

2. 一部改正の内容

別表（第 2 条、第 7 条関係）中「平田へき地教員住宅」欄を削る。

3. 施行期日等

令和 8 年 4 月 1 日（令和 8 年 4 月 1 日から、学生寮として運用開始するため）

耶馬溪支所地域振興課 （内線 ※ 4 2 4 6）

議第 号

中津市へき地教員住宅管理規則の一部改正について

中津市へき地教員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市へき地教員住宅管理規則の一部を改正する規則

中津市へき地教員住宅管理規則（平成17年2月23日中教規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条、第7条関係）の平田へき地教員住宅の欄を削除し次のように改正する。

名称	位置	家賃（月額）
守実へき地教員住宅	中津市山国町守実172番地	29,000円

附 則

（施行期日）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

平田へき地教員住宅を廃止する。

新旧対照表

略

○中津市へき地教員住宅管理規則

改正後			改正前		
別表（第2条、第7条関係）			別表（第2条、第7条関係）		
名称	位置	家賃（月額）	名称	位置	家賃（月額）
守実へき地教員住宅	中津市山国町守実172番地	29,000円	平田へき地教員住宅	中津市耶馬溪町大字平田1387番地3	25,000円
			守実へき地教員住宅	中津市山国町守実172番地	29,000円

中津市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年1月16日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市教育員会権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の概要

1. 一部改正の理由

令和 7 年度から中津南高等学校耶馬溪校の全国募集が開始されることに伴い、令和 8 年度以降に県外から耶馬溪校へ入学する生徒を受け入れるための住居確保として、「平田へき地教員住宅」を廃止し、学生寮「平田寮」に転用することから、関係条文を整備する必要があるため。

2. 一部改正の内容

別表第 2（第 3 条関係）の表「(1) 中津市へき地教員住宅に関すること。」の項中、「耶馬溪支所地域振興課又は」を削り、同表に次の項を追加する。

教育委員会事務	市長の事務部局の職員
(1) 学生寮に関すること。	耶馬溪支所地域振興課の職員

3. 施行期日等

令和 8 年 4 月 1 日（令和 8 年 4 月 1 日から、学生寮として運用開始するため）

耶馬溪支所地域振興課 （内線 ※ 4 2 4 6）

議第 号

中津市教育員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について

中津市教育員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市教育員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

中津市教育員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成28年3月31日中教規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第3条関係）の表「（1）中津市へき地教員住宅に関すること。」の項中、「耶馬溪支所地域振興課又は」を削り、同表に次の項を追加する。

教育委員会事務	市長の事務部局の職員
（1）学生寮に関すること。	耶馬溪支所地域振興課の職員

附 則

（施行期日）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

平田へき地教員住宅を廃止し、学生寮を新設する。

新旧対照表

略

○中津市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

略

改正後				改正前			
	(1) 中津市へき地教員住宅に関すること。			(1) 中津市へき地教員住宅に関すること。	<u>耶馬溪支所地域</u>		
					<u>振興課又は山国</u>		
		支所地域振興課 の職員			支所地域振興課 の職員		
	(1) <u>学生寮に関すること。</u>	<u>耶馬溪支所地域</u>		(新設)	<u>(新設)</u>		
		<u>振興課の職員</u>					

中津市学校給食共同調理場調理配送委託業務 委託者について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和8年1月16日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

1. 事業名

中津市学校給食共同調理場調理配送委託業務

2. 提案採用者

(株)東洋食品

〒870-0026

東京都台東区東上野 1-14-4

3. 提案金額

544,359,200 円（税込）

4. 審査結果（100 点満点）

(株)東洋食品 89 点

令和８年中津市二十歳式の開催報告について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和8年1月16日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

令和8年 中津市二十歳式 事業報告書

区 分	内 容
行事の名称	令和8年 中津市二十歳式
行事の目的	二十歳という節目にあたり、これまでの人生を振り返り、夢や希望の実現に向けて決意や展望を新たにする。
開催日時	令和8年1月11日（日） 13:00～14:30
開催場所	中津文化会館
参集範囲	平成17年4月2日から平成18年4月1日の間に誕生の者
参加人数	617人/932人（66.2%）
担当課	中津市教育委員会 社会教育課
主催	中津市・中津市二十歳式実行委員会
行事概要	オープニング（13:00～13:15） - 中津少年少女合唱団（36名）による合唱 3曲を披露（ドレミの歌、声は風、Story（AI）） 1. 式典（13:15～13:40） - 開式の言葉（教育委員） - 国歌斉唱 - 主催者あいさつ（中津市長） - 来賓祝辞（中津市議会議長） - 来賓紹介（来賓祝辞はパンフレットに掲載） - 祝電披露 - 二十歳代表のこぼ - 閉式の言葉（教育長） 2. アトラクション（13:45～14:32） - 実行委員挨拶 - 感謝を伝えるけん！（代表者2名にインタビューし、祖母、同級生への感謝の言葉を発表してもらう） - 方言クイズ - ビデオレター（市内全中学校・支援学校の恩師が出演） - 実行委員長挨拶 - エンディングPV・合唱（実行委員が作成したPVを見ながらGReeeeNの「愛唄」を参加者全員で合唱） *ボランティアとして40人が協力 - 手話通訳3人、要約筆記4人、託児指導1人、託児支援大学生3人（託児希望なし） - 会場・受付の高校生20人、カメラマン4人、受付での介助支援3人
実行委員会	1. 中津市二十歳式実行委員会は、社会教育委員、若年層の代表、二十歳代表（実行委員長他6人）で組織。二十歳代表で組織した専門部会は、9月中旬から週1回のペースで集まり、計17回の会議を重ね、テーマやアトラクション、記念品などを検討。専門部会で検討を重ねた企画案を、12月11日（木）に二十歳式実行委員会で提案し、実行委員全員で熟議し、企画書を完成させた。 2. テーマ「感謝～中津が大好きなんちゃ！～」 3. 参加者記念品 厚手コットンハンドル付リュック
感染拡大防止対策	1. 感染拡大防止対策 体調がすぐれない参加者には不織布マスクを着けてもらった。



12月20日～1月31日 教育委員会 報告

12月

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
20日（土）		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	14：00	慶應大阪シティキャンパス「福澤研究センター講座」(オンライン)	新中津市学校	
21日（日）	9：00	なかはくクリスマス	歴史博物館	
	13：30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	
	14：00	「宝くじふるさとワクワク劇場」公開オーディション	中津文化会館	
22日（月）	11：00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
23日（火）		校長面談		
	13：30	12月中津市公民館長会議 協育コーディネーター会議	三保交流センター	
24日（水）		2学期終業式	幼・小・中学校	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
25日（木）		校長面談		
26日（金）		校長面談		
27日（土）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	14：00	上映会(児童)「恐竜超伝説 ②」	小幡記念図書館視聴覚室	
28日（日）				
29日（月）				
30日（火）				
31日（水）				

1月

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
1日（木）				
2日（金）				
3日（土）				
4日（日）				
5日（月）		校長面談	面談室	
	11：00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
6日（火）		校長面談	面談室	
7日（水）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
8日（木）		3学期始業式	幼・小・中学校	
9日（金）				

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
10日（土）		令和8年中津市二十歳式リハーサル	中津文化会館	
		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等	
		中津少年少女発明クラブ	中津市生涯学習センター(まなびん館)	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	14：00	上映会(児童)「はたらく細胞 ①vol.3」	小幡記念図書館視聴覚室	
11日（日）	13：30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	
	13：00	令和8年中津市二十歳式	中津文化会館	市長・教育長・教育委員・社会教育委員他
12日（月）				
13日（火）				
14日（水）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	13：30	なかつ学びんぴっく(子ども中津検定)サテライト(鶴居小6年85人)	鶴居小学校	
15日（木）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	16：00	学びの里生涯学習フェスタ第2回定例委員会	生涯学習センター「まなびん館」	
16日（金）	15：30	定例教育委員会	教育委員会室	教育長他
	12：30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティセンター	
17日（土）		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	14：00	上映会(一般)「岸辺露伴は動かない 2-1」	小幡記念図書館視聴覚室	
18日（日）		宝くじふるさとワクワク劇場in中津	中津文化会館	市長・教育長他
19日（月）	11：00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
20日（火）	9：00	中学校美術部絵画作品展「未来へ伝えたい中津のたから」(2月23日まで)	歴史博物館オープンギャラリー	
21日（水）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	10：00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	
	11：00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館視聴覚室	
22日（木）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
		中津地区公民館連合会公民館振興大会・第2回社会教育研究集会	宇佐市長洲コミュニティセンター	
	15：00	学校職員衛生委員会	小幡記念図書館	
23日（金）	14：00	第7回図書館講座「大人のための朗読おはなし会」	小幡記念図書館視聴覚室	

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
24日（土）		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	9：00	企画展「高橋誠一郎と浮世絵－コレクターのまなざし－」(2月23日まで)	歴史博物館	
	11：00	「高橋誠一郎と浮世絵－コレクターのまなざし－」 ギャラリートーク	歴史博物館	
	13：30	障がい者の学び支援カンファレンス	大分県立図書館	
	14：00	上映会(一般)「岸边露伴は動かない 2-2」	小幡記念図書館視聴覚室	
25日（日）	10：00	日本語教室「あい♡ことば」	教育福祉センター	
	13：30	令和7年度中津市民講座	中津文化会館	
	13：30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	
26日（月）	10：00	大分県社会人権教育・部落差別解消推進協議会 実践交流会	パトリア日田(小ホール)	
	11：00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
	15：00	小学校臨時校長会議	中津文化会館	
27日（火）		三津同盟 津山市立高田小学校と下郷小学校・津民小学校とのオンライン交流	下郷小・津民小	
	13：30	1月中津市公民館長会議、 協育コーディネーター会議	今津コミュニティセンター	
28日（水）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
29日（木）	13：00	令和7年度中津市「協育」フォーラム・ 中津市教育委員会教育長学校表彰 (学校運営協議会等関係者表彰)	三光コミュニティセンター	教育長他
30日（金）	16：00	第4回中津市生涯学習大学運営委員会	生涯学習センター 「まなびん館」	
31日（土）		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	

2月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催 し 物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
1日（日）	9：00	dai8kai中津市生涯を通じた障がい者の学び支援事業「まなびば」	生涯学習センター 大貞運動公園	社会教育課 生涯学習推進室	
	13：00	福澤諭吉記念第17回諭吉かるた大会	小幡記念図書館	社会教育課 生涯学習推進室	
	13：30	新中津市学校市民講座	新中津市学校	社会教育課	
2日（月）	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
	14：00	第8回図書館講座「第8回図書館講座「初心者向けの野菜づくりのコツと裏技講座」	小幡記念図書館 研修室	小幡記念図書館	
3日（火）					
4日（水）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
5日（木）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
6日（金）	9：00	雛がいざなうお屋敷めぐり(3月15日まで)	大江、村上医家史料館、他	観光課 歴史博物館	
	9：00	福澤諭吉記念第64回近郊小・中学校書写展(~8日)	小幡記念図書館	社会教育課 生涯学習推進室	
7日（土）		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
	13：00	磯田道史氏×朝吹真理子氏対談	中津文化会館	社会教育課	
	14：00	上映会（一般）「人誰か故郷を思わざらん―福澤諭吉翁物語―」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
8日（日）	10：00	日本語教室「あい♡ことば」	豊田公民館	社会教育課 生涯学習推進室	
	13：30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	社会教育課 生涯学習推進室	
	15：00	福澤諭吉記念 近郊小・中学校書写展表彰式	小幡記念図書館 研修室	社会教育課 生涯学習推進室	
9日（月）	15：00	教育課程研究協議会・統一部会日	各会場	学校教育課	
	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
10日（火）	13：30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティセンター	小幡記念図書館	
	14：00	定例校長会議	研修室	学校教育課	
	15：30	特別支援連携協議会	教育委員会室	学校教育課	
11日（水）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
	14：00	「高橋誠一郎と浮世絵―コレクターのまなざし―」ギャラリートーク	歴史博物館	歴史博物館	
12日（木）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
	13：00	慶應義塾体育会野球部中津市合宿(2月14日まで)	ダイハツ九州スタジアム	体育・給食課	
13日（金）	13：30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
14日（土）		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
	14：00	上映会（児童）「おかあさんといっしょスペシャルステージ み～んなカラフル」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	

2月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催 し 物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
15日（日）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
	13：30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	社会教育課 生涯学習推進室	
	13：30	ワークショップ「多色木版画を摺ってみよう！」	歴史博物館プレイスタジオ	歴史博物館	
16日（月）	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
	15：30	教育課程研究協議会（総則部会）	教育会館	学校教育課	
17日（火）					
18日（水）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
	10：00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	11：00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
19日（木）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
20日（金）	13：00	名勝耶馬溪保存整備委員会	新中津市学校	歴史博物館	
21日（土）		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
	14：00	美術鑑賞講座「美術のすすめ」	小幡記念図書館 視聴覚室	歴史博物館	
22日（日）					
23日（月）	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
24日（火）		2月公民館長会議		社会教育課 生涯学習推進室	
	15：30	小中高短大等連絡協議会	教育委員会室	学校教育課	
25日（水）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
26日（木）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
26日（木）	9：00	東京医療保健大学女子バスケットボール部中津市合宿（3月3日まで）	ダイハツ九州アリーナ	体育・給食課	
27日（金）					
28日（土）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	
		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等	社会教育課 生涯学習推進室	